

令和6年度

自己点検・評価報告書



令和7年3月

独立行政法人国立高等専門学校機構

旭川工業高等専門学校

目 次

1. 基準1 教育の内部質保証システム	1
---------------------	---

本報告書における「自己評価」欄の記載については次のとおりとする。

- A : 該当する基準・項目、観点を満たしている。
- B : 該当する基準・項目、観点をおおむね満たしている。
- C : 該当する基準・項目、観点の実施状況が不十分である。

※ 評価項目は、「旭川工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」において、大学改革支援・学位授与機構が行う高等専門学校機関別認証評価の領域、基準、観点、項目を考慮し、定められ、3年を超えない範囲内で全ての評価項目を実施することとなっており、令和6年度は、7つある基準のうち基準1の自己評価を行う。

領域1 教育の内部保証システム

基準	観点	自己点検・評価内容	自己点検・評価の提供資料・説明等	担当組織	実施状況	自己評価	複数資料	改善の検討状況・計画
基準 【重点評価項目】 1-1 内部保証に係る体制が明確に規定されていること	観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	○自己点検・評価の提供資料・説明等が明示されている規程等	点検評価改善委員会	「自己点検・評価に関する基本方針」において定められている	A	A	
		(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会)が整備されていること。	○実施体制が確認できる資料(学則、自己点検評価規程等)	点検評価改善委員会	「自己点検・評価に関する基本方針」において実施体制を定めているが、大学改革支援・学位授与機構からの次期機関別認証評価では、全ての委員会の構成に関する再評価を要していることが求められており、現在、各委員会規則には定められていないため規則の改正が必要。	B	B	委員会規則への記載内容に加え、各委員会における自己点検及び評価方法の規定化等についても、検討を進める。
		(3)施設・設備、学生支援に関して、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	○自己点検・評価の提供資料・説明等が明示されている規程等	点検評価改善委員会	「自己点検・評価に関する基本方針」において定められている	A	A	
		(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会)が整備されていること。	○関係委員会の規程等	点検評価改善委員会	「自己点検・評価に関する基本方針」において整備されている	A	A	
		(5)第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていること。	○第三者評価に関する基本方針が明示されている規程等	点検評価改善委員会	「自己点検・評価に関する基本方針」において定められている	A	A	
		(6) (5)の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていること。	○実施体制が確認できる資料(学則、関係規程等)	点検評価改善委員会	「自己点検・評価に関する基本方針」において整備されている	A	A	
基準 【重点評価項目】 1-2 内部保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-① 以下の事項を内部保証体制が認認する手順を有していること (1)DPが学校の目的に基づき定められていること (2)CPが学校の目的及びDPと整合性をもっていること (3)APが学校の目的に基づき定められていること (4)学習成果の達成がDPの定める卒業(修了)入学者の受入れに関する方針(アドミッションポリシー)(以下、「AP」という。)に必要な水準となっていること	(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検する体制が整備されていること。	○点検を行う体制が確認できる資料(関連委員会の規程等)	点検評価改善委員会	「点検評価改善委員会」で社会の状況等を把握し、3ポリシーの点検を行い、「教育委員会」に報告することとなっている。 「三つの方針」については、教育委員会規則第2条(11)で委員会の審議事項として「アドミッションポリシー」が定められており、「三つの方針」が定められており、点検する体制が整備されている。	A	A	
		(2) 教育課程ごとの点検・評価において、以下の内容の点検・評価を行うことが規程等で定められていること。(すべて項目にチェック必須) □ DPが具体的に明確であること □ CPが具体的に明確であり、DPと整合していること □ 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること □ DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導方法が採用されていること □ 適切な履修指導、支援が行われていること □ CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること □ 学校の目的及びUDPLに基づき、公正な卒業判定が実施されていること □ 学校の目的及びUDPLに基づき、適切な学習成果が得られていること □ APが具体的に明確であること □ 学生の受入が適切に実施されていること □ 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	○チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	点検評価改善委員会 入学者選抜委員会	「観点1-2-①」に対する回答のとおり、DP・CP・AP(三つの方針)については、教育委員会において確認が行われており、直近では令和6年度入学生から適用されるポリシーを改正するなど、見直しが行われている。 「DP及びCPに基づき適切な授業形態、学習指導方法が採られていること」の観点、「履修指導、支援が行われていること」、「CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること」(「学校の目的及びUDPLに基づき、適切な学習成果をえらえること」)の観点については、教育委員会規則第2条(11)で委員会の審議事項として「アドミッションポリシー」が定められており、点検する体制が整備されているが、規定が明確でないと思われる場合、規定を改善する必要がある。 「学校の目的及びUDPLに基づき公正な卒業判定が実施されていること」は、教育委員会規則に明確に定められている。 「学生の受入が適切に実施されていること」及び「実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること」については、入学者選抜委員会規則第2条(2)及び(4)の事項に含まれている。	C	B	学校の目的及びDPに基づき公正な卒業判定を実施しているが、教務委員会規定に定められていないため、規定化の検討を進める。
観点1-2-② 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること	(1) 基準1-1-0の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等が設定されていること。(すべて項目にチェック必須) □ 教員 □ 職員 □ 在学生 □ 卒業(修了)時の学生 □ 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生 □ 保護者 □ 中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者	(1) 基準1-1-0の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等が設定されていること。	○自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料(基本方針、関連規程等)	点検評価改善委員会	「自己点検・評価に関する基本方針」において設定されている	A	A	
		(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び様々な評価の結果や指摘の内容を踏まえているか。(複数チェック可) 【在学生の意見聴取】 □ 学習環境に関する評価 □ 学生による授業評価 □ 学生による満足度評価(聴取時等、卒業(修了)前の評価) □ その他 【卒業(修了)時の意見聴取】 □ 卒業(修了)時の学生による満足度評価 □ その他 【卒業(修了)後の意見聴取】 □ 就職先等による卒業生に対する評価 □ その他 【外部評価】 □ 外部有識者の検証 □ 教育活動に関する第三者評価(機関別認証評価、JABEE等。) □ 設置計画履行状況調査 □ その他	○各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所(自己点検評価報告書の該当箇所又は担当組織の議事録、会議資料等)	点検評価改善委員会 入学者選抜委員会	「教員、常設の意見箱及びHPウェブマスターメール」により行っている。 「教員」に対して校長面談による意見聴取を行った。 「職員、常設の意見箱及びHPウェブマスターメール」により行っている。 「職員」に対して職務等との面談による意見聴取を行った。 「在学生、卒業(修了)時及び企業」の意見聴取のために令和6年度、5年度は各関係者のアンケートを実施していたが、令和6年度は実施していないため、継続的にアンケート実施を検討する。 「卒業(修了)後一定年数後の卒業(修了)生の意見聴取方法について、令和5年度は同窓会を通じて実施したが、令和6年度は実施できていない。また、同窓会による卒業(修了)後の卒業(修了)生の調査となるため、一定年数後の卒業(修了)生の連絡先を把握する手段を設ける等の検討が今後必要である。 「卒業(修了)後学生から、卒業(修了)生満足度調査により意見聴取は実施している。 「在学生からの意見聴取は、授業評価アンケートにより実施している。 「保護者からの意見聴取については、毎年実施される授業参観等のアンケートによる行事への意見聴取であるが、意見聴取の目的は主にアンケートではなく、保護者の意見や要望を把握することである。2022年度川崎高専卒業生・修了生アンケート」及び「令和5年度企業アンケート」の結果、本校の卒業(修了)生のDPの達成率を高めるため検討されていること、本校のDPが適切に設定されていることが確認された。	B	B	自己点検・評価の実施に関して、継続的に、関係者の意見を定期的に聴取できるように、「川崎工業高等専門学校」における自己点検・評価に関する基本方針の改正の検討を進める。(再掲) 授業評価アンケートなど、学生から聴取された意見の評価結果および改善内容を教務委員会において書籍・報告書などで検討を進める。
観点1-2-③ 内部保証体制において、承認された対応措置の計画を実施するための手順が規定されていること。	(1) 基準1-1-0の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が規定されていること。	(1) 基準1-1-0の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が規定されていること。	○自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順を定めた規程等	点検評価改善委員会 運営会議 経営統合企画室	「自己点検・評価に関する基本方針」において規定されている	A	A	
		(2) 内部保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順が規定されていること。	○内部保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順を定めた規程等	点検評価改善委員会 運営会議 経営統合企画室	「自己点検・評価に関する基本方針」において規定されている	A	A	
観点1-2-④ 自己点検・評価の結果が公表されていること。	(1) 対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が規定されていること。	(1) 対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が規定されていること。	○対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順について定めた規程等	点検評価改善委員会 経営統合企画室	「自己点検・評価に関する基本方針」において規定されている	A	A	
		(2) 自己点検・評価の結果が公表されていること。	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	点検評価改善委員会 総務係	本校HPにより公表されている。	A	A	

基準	観点	自己点検・評価内容	自己点検・評価の根拠資料・説明等	担当組織	実施状況	自己 評価	評価 資料	改善の検討状況・計画
基準 【重点評価項目】 1-3 自己点検・評価や第三者評価の結果を 教育の質の改善・向上に結び付けていること	観点1-3-① 内部質保証体制において、機 関別認証評価や第三者評価の結果を踏まえた 改善がなされていること	(1) 前回の機関別認証評価における評価結果において、「改善を要する点」として指摘された 事項に対応していること。	○対応状況が確認できる資料(指摘事項に対しての 改善策を審議・決定していることが確認できる会議資 料、議事録等)	点検評価改善委員会 運営会議 経営統合企画室	運営会議において、機関別認証評価に関する改善 関係指摘事項について取組し、責任組織に改善を指 示した。改善委員会において、「試験問題の確認に 関する申し合わせ」及び「成績評価の確認に関す る申し合わせ」を決定し、体制を整備したが、それが正 確に実施されているかどうかのチェック体制やチェッ クのエビデンスを今後検討する必要がある。	B	B	令和7年度第2回運営会議におい て、指摘事項に関する改善指示を 確認したうえ、5月22日付けで改善 を指示した。
		(2)(1)以外で、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえた課題等を確認し、実際に改善し ていること。	○基準1-2の各観点に係る取組において実施した 対応や措置が確認できる資料(自己点検・評価報告 書、第三者評価の該当箇所、その他)	点検評価改善委員会 運営会議 経営統合企画室	・点検評価改善委員会において、自己点検評価結果 に基づく改善の検討を行い、運営会議から各組織へ 改善を指示している。 ・学生アンケートの結果から、学内ネットワーク制限 の緩和やアクセスポイントの増設を行った。 ・外観評価結果に基づき校長から学内関係組織に改 善を指示した。	A	A	